

児童手当現況届の提出をお忘れなく

鏡野町から児童手当を受給されている方（以下「受給者」といいます）には、6月上旬に現況届を郵送しますので、6月30日（金）までにご提出をお願いいたします。

現況届は、児童手当の受給資格の確認のために毎年6月に必ずご提出いただくもので、児童手当の受給者は、現況届に必要な事項を記入し、その他に必要な書類と共に6月末までに市町村へ提出することが児童手当法により定められています。

期限内に現況届が提出されない場合は、現況届が提出されるまで児童手当を差し止めますので、ご注意ください。

また、現況届は返信用封筒での提出が可能ですので、窓口への提出が困難な場合は、現況届に同封する返信用封筒をご利用いただき、郵送にてご提出ください。

（返信用封筒での提出の場合、書類への記載や押印、必要書類などをご確認の上、ご提出をお願いします。）

対象者	必要なもの	備考
受給者全員	印鑑	現況届や各種届出等の書類への押印をお願いします。
	健康保険証の写し	受給者・配偶者のどちらも写しが必要です。
平成29年1月1日以降に鏡野町へ転入された方	前住所地の所得課税(控除)証明	平成29年度(平成28年中)の所得課税(控除)証明が必要です。
15歳以下の児童と別居している受給者	監護事実についての申立書	受給者と別居している15歳以下の児童が鏡野町内に居住している場合は、監護事実についての申立書の提出が必要です。 (児童と同居している受給者の提出は不要です。)
15歳以下の児童が町外に居住し、別居している受給者	●監護事実についての申立書 ●児童の属する世帯全員が記載された住民票	受給者と別居している15歳以下の児童が鏡野町以外の市町村に居住している場合は、監護事実についての申立書と共に対象の児童が属している世帯全員の住民票が必要です。

※この他にも児童手当の受給状況を確認するため、書類をご提出いただく場合があります。

なお、平成28年1月1日から児童手当の一部の手続きには個人番号（マイナンバー）が必要になりました。現況届においても添付書類に個人番号の記載が必要なものがありますので、現況届の記入例でご確認ください。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 子育て支援係 電話(0868) 54-2986 FAX(0868)54-2891

ひとり親家庭等医療費受給資格証の更新について

ひとり親家庭等医療費の受給資格証の有効期限は毎年6月30日までになります。

継続してひとり親家庭等医療費の受給対象となる方は、受給資格証の更新が必要です。

受給資格証の更新対象となる方には事前に通知をお送りしますので、忘れずに受給資格証の更新手続きを行ってください。

なお、前年度に受給対象であった方も、前年分所得税が課せられた場合には非該当となりますので、ご了承ください。

（非該当となる方には通知をお送りします。）



お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 子育て支援係 電話(0868) 54-2986 FAX(0868)54-2891